

指定申請、変更届出等の「電子申請 届出システム」による受付開始につ いて

福祉総務課企画推進係

介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請、変更届出等の手続きは、厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」を使用して行うことが原則化されています。

【長崎市の受付開始日】

令和7年3月1日から「電子申請届出システム」による受付を開始しています。

〈介護保険事業所の文書負担軽減〉

- オンライン上の申請・届出により、郵送や持参等の手間が削減されます。
- 法人情報の変更届出を一括して行うことができます。
- 一つの電子ファイルを複数の申請・届出で活用でき、書類の作成負担が軽減されます。
- 申請届出の状況をオンライン上で確認できます。
- 削減できた手間・時間を、サービスの質の向上に活用できます。

〈システムで受付できる申請・届出〉

- 指定（許可）申請
- 指定（許可）更新申請
- 変更届出
- 再開届出
- 廃止・休止届出
- 指定辞退届出
- 指定を不要とする旨の届出
- 介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請
- 介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請
- 介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請
- 介護給費算定に係る体制等に関する届出(加算の届出)
- 老人福祉法に基づく届出

〈「電子申請届出システム」 ログイン画面〉

このシステムは次のURLより接続可能です。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※ログインにはGビズIDが必要です。

※本システムの操作方法については、システムに掲載されている「操作マニュアル(介護事業所向け)」をご参照ください。

〈GビズIDの取得について〉

「電子申請届出システム」へのログインには、デジタル庁が提供するGビズIDが必要です。システムの利用開始前に予めGビズIDを作成していただきますようお願いいたします。

※「電子申請届出システム」で利用できるGビズIDは、「プライム」と「メンバー」のみになります。

GビズIDの詳細については次のデジタル庁GビズIDホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

ぜひ、申請・届出の際には、「電子申請届出システム」を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、今後は、原則として、「電子申請届出システム」を用いて申請・届出を行っていただくこととなりますが、当面の間は、従来どおりの福祉総務課の窓口や郵送による紙媒体での申請・届出も受け付けます。